

戸の福原遊廓の契約文書を買つたのであります。兵庫縣には、自炊、年明抱へ二通りあります。其中で成るものを読んで見ませう、如何にも悲惨なものである。今日の娼妓生活云ふものは我々が考へる以上に職業化したものであります。

六

例へば
一、娼妓稼業年期は五年以内に契約する事
一、娼妓の衣服、食料、寝具、風呂賃、病院入院費は全部雇主に於て負擔する事
一、部屋道具は雇主より貸與する事
一、娼妓より支拂を受くる部屋料は一月五圓以下なる事
一、店舎の損料は一月三圓以下なる事
毎月娼妓の收得金は稼業上より得る上場代金の總額より平均したる事務所費を控除したる費額を折半して、其五割は雇主が取つて、残つた半分を娼妓が取る。半分は雇主が取つて仕舞ふ。
之は随分目い折半でありまして、小作人より尙ほエライ。自分が労働したのであ

るからして當然全部労働全收權で取るべき筈であるけれども、自分の労働収入の半分は雇主が取つてしまふ、私共は斯う云ふ不當なる貸金制度には不賛成であります
一、個人の收得したる金額は、前借金の元利及一時立替金に充當する事
一、貸金に對する利息制限法を超過せしめず且つ復利の計算に依らざる事
大正三年に兵庫縣に於て娼妓契約の證文が訂正されるまで、利息の計算は皆復利の計算であつた。一度借りるならば、可哀想な娼妓は幾々借金が拂へない、利子の上に又利子が付いて、丁度三年の年期の終りまでには、入つた時より殆ど五倍六倍の借金を持つた者へある。幸にして利息の改正がありました爲に今日はそれが半ばは無いけれども、可哀想なのは此婦人達であります。
權の 私は最近四人の子供を世話しました、僅か十四か十五の子供が神戸の行衛 貧民窟から新海の方へ賣られて行くのです。私の近所の子供です。それが参りますのは七十五圓の契約ですけれども行くまでの内に全部無くなつてが七十五圓位の相場です。

七